

自動販売機設置に係る固定資産の貸付 仕様書

1 件名

自動販売機設置に係る固定資産の貸付

2 契約方法

地方独立行政法人市立大津市民病院固定資産貸付規程第3条第1号の規定に基づき、
当院が設置事業者に対し固定資産の一部を貸し付けする方法により行う。

3 契約期間

令和3年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

4 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

また、光熱水費及びその他必要経費については、設置事業者が負担するものとする。

5 貸付場所

大津市本宮二丁目9-9

市立大津市民病院 本館棟1階（別紙参照）

約1.70 m²（間口約1,600 mm 奥行約1,100 mm 高さ約2,050 mm）

6 自動販売機の仕様

・設置場所が医療機関であることを鑑み、ユニバーサルデザイン仕様の自動販売機であること。

・省電力やノンフロン対応など、環境に配慮した自動販売機であること。

・酒類の販売は行わないこと。

7 維持管理責任

・商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

・商品の搬入・搬出の時間帯及び経路については、当院の指示に従うこと。

・関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出・検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行うこと。

・自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに対応すること。

- ・日本産業規格（JIS 規格）や業界自主基準を参照し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- ・偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に努めること。

8 その他

- ・設置事業者は、地方独立行政法人市立大津市民病院固定資産貸付規程第5条に定める「固定資産使用許可申請書」を提出すること。
- ・本仕様書に定めのない事項については、当院と協議のうえ決定する。